

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	ハトロン州及び共和国直轄地域 道路維持管理機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と タジキスタン共和国政府との間 の交換公文	ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備 計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,344,000千円 H28.6.30まで	H25.3.28 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 今橋啓介在タジキ スタン大使館大使 ハムラー タジキスタンの側 ハムラー ハン・サリフイ外務大臣	H25.4.16 148号
タジキスタン	母子保健施設医療機材・給排水 設備改善計画のための贈与に 関する日本国政府とタジキスタン 共和国政府との間の交換公文	母子保健施設医療機材・給排水設備改善計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	602,000千円 H28.10.31まで	H25.3.28 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 今橋啓介在タジキ スタン大使館大使 ハムラー タジキスタンの側 ハムラー ハン・サリフイ外務大臣	H25.4.16 149号
タジキスタン	人材育成選挙計画のための贈与 に関する日本国政府とタジキス タン共和国政府との間の交換公 文	人材育成選挙計画を実施するために必要な役務の購入	100,000千円 H30.12.31まで	H25.5.31 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 今橋啓介在タジキ スタン大使館大使 ハムラー タジキスタンの側 ハムラー ハン・サリフイ外務大臣	H25.6.17 209号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。